

感染拡大により自宅療養者が急増し、今後も増加が見込まれるため、大阪府保健・医療提供体制確保計画（健康医療部所管）が以下のとおり変更。（※大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会（書面開催）で同意（令和4年1月25日））

● 運用開始のタイミング

運用 フェーズ	フェーズ移行のタイミング（運用開始のタイミング）	
	感染拡大時	
災害級 非常事態	現行	変更後
	「宿泊療養施設の最大確保部屋数の使用率」がおよそ50%以上となり、約2週間で開設・運用開始	大阪モデルの非常事態へ移行し、約1週間で開設・運用開始

● 療養対象者

次のとおりとする。

- ・原則40歳未満で大規模医療・療養センターでの療養を希望する軽症・無症状の者で、自宅において適切な感染管理対策が取れない者。
 - ・ただし、重症化リスク（基礎疾患等）がある者は宿泊療養とする。
- ※コールセンターにて陽性患者（発生届）であることが確認できる者に限る。



➤ 運用開始日時

令和4年1月31日（月）午前9時から